

冷蔵設備規則

冷蔵設備規則検査要領

冷蔵設備規則
冷蔵設備規則検査要領

2015 年 第 1 回 一部改正
2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 59 号／達 第 78 号
2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議
2015 年 9 月 14 日 理事会 承認
2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

冷蔵設備規則

規則

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 規則 第 59 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 9 月 14 日 理事会 承認

2015 年 12 月 25 日 国土交通大臣 認可

「冷蔵設備規則」の一部を次のように改正する。

4 章 アンモニア冷凍装置に対する特別規定

4.5 ガス除外装置

4.5.2 通風装置

-1.(5)を次のように改める。

-1. 設置区画には、常時換気できるよう、原則として次の要件を満足する機械式通風装置を設けなければならない。

((1)から(4)は省略)

- (5) 排気ファンは、~~及び排気ファンが設置される排気ダクトは次の(a)から(c)のいずれかにより~~火花を発しない構造の通風機としなければならない。この規定の適用上、当該通風機を駆動する電動機は、原則として外装型のものとしなければならない。
- ~~(a) 羽根車及びケーシングのうち、いずれか一方又は両方に非帯電性の非金属材料を使用する。~~
- ~~(b) 羽根車及びケーシングに非鉄金属材料を使用する。~~
- ~~(c) 羽根車及びケーシングに鉄系材料を使用する場合は、翼端間隙を 13 mm 以上とする。ただし、アルミニウム又はマグネシウム合金と鉄系材料との組合せは、翼端間隙のいかにかわらず火花を生じる可能性があるものとみなし、これらの場所に用いてはならない。ファンを駆動する電動機は、原則として外装型のものとしなければならない。~~

附 則

1. この規則は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。

冷蔵設備規則検査要領

要
領

2015 年 第 1 回 一部改正

2015 年 12 月 25 日 達 第 78 号

2015 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2015 年 12 月 25 日 達 第 78 号
冷蔵設備規則検査要領の一部を改正する達

「冷蔵設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

4 章 アンモニア冷凍装置に対する特別規定

4.5 ガス除外装置

4.5.2 として次の 1 条を加える。

4.5.2 通風装置

規則 4.5.2-1.(5)にいう「火花を発しない構造の通風機」とは、R4.5.4-1.(2)に適合する通風機をいう。この規定の適用上、当該通風機が設置されるダクトの開放甲板上の開口には、13mm×13mm メッシュを超えない保護金網を取り付けるものとする。

4.7 電気設備

4.7.1 を次のように改める。

4.7.1 一般

規則 4.7.1-1.にいう「ガスに対し安全性が証明された防爆形」とは、IEC 60079 に規定されるガス蒸気グループ *IIA*、温度等級 *T1 以上のもの*（又は独立行政法人産業安全研究所技術指針・工場電気設備防爆指針（ガス蒸気防爆 2006）に規定される爆発等級 *d1*、発火度 *G1 以上と認められたもの*）又は相当以上の本質安全防爆形、耐圧防爆形あるいは内圧防爆形をいう。

附 則

1. この達は、2016 年 1 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。